

平成 30 年 5 月 15 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 30 年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（サイクリング）」
の委託に係る企画提案について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当機構では海外から北海道へのサイクリング旅行の更なる誘客拡大を目的に次の事業を実施する事としました。つきましては、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業（サイクリング）

2. 事業目的

対象国とする台湾、香港、シンガポールのターゲット層の特徴を踏まえ、北海道をサイクリング旅行の目的地としてもらうため、広大な地形、整備された道路網、冷涼な夏の気候、自然景観や食、温泉など世界最高水準のサイクリング環境を有する北海道サイクリングの魅力をプロモーションする。

3. 実施期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 15 日

4. 企画提案指示書

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点がありましたら担当者までご連絡ください。

5. スケジュール（予定）

5 月 22 日（火） 企画提案参加表明締切

6 月 5 日（火） 企画提案書の提出期限

6 月中旬以降 企画提案の審査、委託事業者決定、契約、業務開始

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

誘客推進事業部海外プロモーショングループ 櫻田

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail k_sakurada@visithkd.or.jp

以上

平成 30 年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業(サイクリング) 企画提案指示書

1. 目的

対象国とする台湾、香港、シンガポールのターゲット層の特徴を踏まえ、北海道をサイクリング旅行の目的地としてもらうため、広大な地形、整備された道路網、冷涼な夏の気候、自然景観や食、温泉など世界最高水準のサイクリング環境を有する北海道サイクリングの魅力をプロモーションする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成 31 年 3 月 15 日(木)

業務スケジュール：

5 月 22 日（火） 企画提案参加表明締切

6 月 5 日（火） 企画提案書の提出期限

6 月中旬以降 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結・業務開始

6. 業務委託内容

(1) 業務の概要

① 本業務においては、対象国のターゲット層の特徴を踏まえ、北海道をサイクリング旅行の目的地としてもらうため、広大な地形、整備された道路網、冷涼な夏の気候、自然景観や食、温泉など世界

最高水準のサイクリング環境を有する北海道サイクリングの魅力をアピールする。

- ②対象国においてサイクリスト向け現地プロモーションの実施及びメディアの招聘事業を実施し、サイクリング旅行検討層へ北海道への興味喚起、潜在層の掘り起こしを狙う。
- ③道内のインバウンドを対象としたサイクルツーリズムの誘致に積極的な地域と、現地イベントでの共同プロモーションやメディア招聘の際の意見交換会を開催することより地域のプロモーション活動の支援を行う。

(2) 対象市場・エリア

台湾、香港、シンガポール

(3) ターゲット

ロードバイクでのサイクリングを趣味とする海外の本格派サイクリスト

(4) サイクリスト向け現地プロモーションの実施

対象国において、サイクリング旅行検討層への北海道への興味喚起、潜在層を掘り起こすためのプロモーションの提案

- ① 内容：対象3カ国での効果的なサイクリングイベントでのPR
- ② 地域：対象市場のなかでイベントに効果的な都市
- ③ 時期：特に定めないが地域が参加しやすい時期とすること

※各市場 1 回以上実施すること。

※各市場のサイクリング市場や特性を踏まえ、開催地域や場所、イベントを提案すること。

※内容について、北海道へのサイクリング旅行への興味喚起、潜在層の掘り起こしに効果的な手法を提案すること。

※現地プロモーションは地域との共同プロモーションを想定すること。

※現地イベントの前後でメディアや自転車ショップへのセールスコールを実施すること。

(手配事項：アポイント取り、当日アテンド、通訳派遣、記念品)

(5) メディア招聘の実施

北海道のサイクリングモデルコースを試走してもらうことにより北海道のサイクリング旅行の魅力を現地に発信する。

- ①回数：2 回以上
- ②期間：7 月～9 月頃まで、各回 4 泊 5 日～5 泊 6 日程度
- ③対象：(A) 国：台湾、香港、シンガポール

(B) 被招聘者：メディアやインフルエンサー、各国 1 名以上

※対象国の FIT サイクリストへの PR に効果的なメディアやインフルエンサーと PR 方法について提案すること。

※被招聘者の選定については実績、選定理由を明示すること。

④招聘旅行の地域：コースは観光機構のサイクリングWEBページに掲載されている 13 モデルコース (<http://hokkaido-cycling.visit-hokkaido.jp/>) のなかから選定のこと。また、そのコース・プランを選定した理由も明確にすること。

⑤業務内容詳細：被招聘者の選定、招聘コースの企画・運営、被招聘者との調整・取りまとめ、招聘に係る宿泊、食事、交通手段の確保、通訳・添乗員、サイクリングガイド、サポートカーやレンタル自転車の手配等の一切の手配、地域との意見交換会の準備・運営、報告書作成（取材風景写

真ほか、取材記事掲載までのフォロー、掲載記事の入手、広告換算、事業効果検証、意見・提言)

(6) 現地イベントの開催（台湾）

現地サイクリストへ北海道サイクリングの魅力をアピールする現地イベントを開催する。効果的なイベント内容や告知方法について提案すること。(5)のメディア招聘と連動させることが望ましい。

(7)パンフレット印刷（改定）

前年度事業でF I T向けに北海道のサイクリングの魅力を発信するためにパンフレットを作成しており、そのパンフレットを下記部数印刷する。また、印刷するパンフレットに北海道のサイクリングコース等の情報を提供する観光機構のWEBページに誘導するためのQRコードの記載を加えること。(QRコード以外にも別に適した方法があれば、その方法も可とする)

パンフレットの仕様（前年度作成したデータを受託企業に提供する）

- ・データ 印刷用データ (ai アウトライン無し) -日本語版・繁体字版・英語版・タイ語版-
- PDF
- ・印刷物 印刷部数 5,000部 (繁体字)、各 3,000部 (英語、タイ語)

(7) 動画制作

海外の本格派サイクリストに向けた北海道サイクリングの魅力を伝える動画を制作する。

制作するサイクリング動画は、ヨーロッパで開催されるプロロードレースのような本格的なサイクリング環境を北海道のサイクリング旅行で提供されることがイメージされるもの、ドローンなど最新の撮影手法や効果的な編集を活用したものとする。PRするコースは観光機構のサイクリングWEBページで紹介されているコースを主とすること。制作した動画は現地イベントや機構サイクリングWEBページへの掲載、現地メディアやSNSでのPRなどでの活用を想定しており、効果的な活用方法を提案すること。

(8) WEBページでのプロモーション

観光機構のサイクリングWEBページ（英語・繁体字・タイ語）について、外国人のサイクリストがよりわかりやすく快適に走れるように改善案を提案すること。

(例) 最新のアプリ活用・連動や追加情報の掲載など

(9) 事業実施内容の効果測定、報告書作成

- ①プロモーションの集客目標や広告換算等、当該事業の有効性を計る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと
- ②上記(1)～(8)の事業に関する報告書を作成すること

7. 事業予算上限額

14,500千円（消費税含む）

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成30年5月22日（火）17時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進事業部 海外プロモーションG（担当：櫻田）

TEL 011-231-6736

Email:k_sakurada@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールまたはFAXにて行うこと（様式は任意、メール本文でも可）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容及びサイクリングに関する事業の実績について、過去3年分を記載すること。

なお、観光機構事業の実績についても記載すること。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊経費、食費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 冒頭に企画提案書の全体内容を1ページに要約すること（目次のことではないので留意のこと）。

(2) 様式の規格はA4版のみとすること。

(3) 企画提案は1者1提案とする。ただし、外注先または協力先として同一の者が複数の提案に記載されることは可とする。

(4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部

（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進事業部 海外プロモーションG（担当：櫻田）

TEL 011-231-6736

(3) 提出期限 平成30年6月5日(火)17時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

提出された企画提案についてヒアリング審査は行わない。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

招聘する旅行会社は、サイクリングに関連する旅行商品造成に効果的か。

また、招聘内容や提案するコース、および現地でのプロモーションの内容は、北海道におけるサイクリング旅行の魅力のPRに効果的か。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

招聘事業や現地でのプロモーション実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

14. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

15. その他

(1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成30年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業(サイクリング)」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成30年度北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業(サイクリング)」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)
(代表者)

印